

安心して旅を楽しんでいただくための 依頼者様と被依頼者との覚書

【総則】

- ① 安心して旅を楽しむため、旅行業法で定める、旅行災害補償制度及び、標準旅行業約款で定める旅程管理義務、特別保障規定に基づき、本書面に賛同した、旅行者が行う企画旅行として、取り扱うものとする。
- ② 旅行者(以下、「甲」とする)は、旅行サポートが必要な依頼者(以下、「乙」とする)が、トラベルサポーター(以下、「丙」とする)を必要(全日程及びスポット同条件)とする場合、甲は、乙に、丙を、非営利公益活動団体京都トラベルサポーターの会を通じ、紹介するものとする。
- ③ 甲が、乙の依頼により非営利公益活動団体京都トラベルサポーターの会を通じ、丙の紹介を行なうが、非営利公益活動団体京都トラベルサポーターの会は、旅行サポート活動を債務の内容とするような、準委任契約その他これに準ずるいかなる契約関係が成立するものではない。

【補償】

- ① 甲は乙に本邦内旅行中は旅行業法で定める旅行災害補償制度にてその範囲内で補償をするものとし、海外旅行中は任意の海外旅行保険にてその範囲内で補償するものとする。各補償内容は賠償責任を含めた別紙の旅行条件書の通りとし、丙の加入も乙の負担とする。

【旅行費用負担】

- ① 乙は、乙と丙の旅行費用全額(宿泊・食事・観光・交通費・保険・出発地までの往復交通費・謝礼・コーディネート料・企画料・諸税)は、原則として乙が負担するものとする。但し、丙のお土産代等個人的な費用は丙が負担するものとする。

【謝礼費用、コーディネート料、企画料、取消料負担】

- ① 旅行契約時、乙は甲に対し、謝礼費用(丙1名につき一日当たり5500円)、コーディネート料(丙1名に付、一件当たり4400円)及び企画料(一日当たり5400円)、保険料(国内旅行一人一日当たり350円、海外旅行実費)、訪日の場合海外送金の受取手数料(一件当たり5000円)を旅行費用と合わせて事前に全額支払うものとする。但しやむを得ない事由により丙を紹介できなかった場合や、丙が決定後、丙の事情で旅行への参加を中止し、甲が旅行出発までに別の丙を紹介できなかった場合、甲は上記、謝礼費用、コーディネート料、企画料(送料差引の上)を乙に返還する。また丙が決定後乙の事情により旅行を取り消された場合は、謝礼費用、コーディネート料、企画料は返還しない。
- ② 乙が事情により旅行を取り消し、取消料が発生した場合、乙は取消料全額を負担するものとし企画料並びに丙の事前打合せのための交通費も甲の負担とする。
- ③ 事情により取消が発生した場合取消料以外にいかなる損害が生じても三者間で経済上・精神上その他一切の責任を負わないものとする。
- ④ 災害、戦乱、暴動等による、交通機関の運休及び欠航や、海外にあっては、渡航自粛、注意喚起地域への渡航の場合及び、受入機関の閉鎖等において、旅行不可能な場合、旅行前においては、取消料等必要経費を差引き、謝礼費用、コーディネート料、企画料は、全額返金する。
- ⑤ 旅行中において、④事項が発生した場合、予定変更による一切の費用は、乙の負担とし遅延日数が生じた場合、丙に対する謝礼費用は増額されない。
- ⑥ 旅行費用が包括旅行代金にて設定されている場合はコーディネート料及び企画料が含まれている場合もある。
- ⑦ 丙の謝礼費用と出発地までの往復交通費の支払いは、旅行終了後1か月以内に甲が支払うものとする。但し、振込の場合は送料を差し引くものとする。

【事前申告義務】

- ① 甲及び乙及び丙は、三者間で、希望する又は可能な旅行サポートの内容・方法や程度などを三者間で事前にありのままを申告しなければならない。交通機関・宿泊先等で、お伺い書提出の義務がある場合も上記と同様に申告しなければならない。

【旅行に関する事項】

- ① 乙及び丙は、旅行中の宿泊・観光・食事など、原則として全ての行動を共に行なうものとする。但しやむを得ない事由により乙(又は丙)が特定の活動に参加できない場合又は単独行動を望む場合、事前に乙(又は丙又は甲)の了承を得なければならない。
- ② 丙は乙に対し、原則として投薬等の医療行為その他これに準ずる一切の行為を行なわないものとする。乙の要請によりやむを得ず丙がこれらの行為を行なう場合、丙の行為により乙に損害が生じても、丙は乙に対して一切の責任を負わないものとする。
- ③ 旅行中乙が発病又は事故により傷害を負った場合、丙は可能な限り丙が適切と判断する措置を講じなければならない。しかし、丙はこれら緊急事態に対処する専門的訓練を経ていない単なる旅行サポーターであり、丙の講じた措置が当該緊急事態にける最善の措置ではなかったために乙の被害が拡大した場合であっても、乙は丙に 対して一切の責任を負わないものとする。
- ④ 前項の場合、乙の治療等に要した費用を丙が立て替えたときは、丙はその全額につき乙に対して償還を請求することができる。
- ⑤ 旅先での丙の事故又は発病若しくは体調不良その他やむを得ない事由により丙が乙に対するサポートを行なえなかった場合、甲と丙は代替者を講じるよう努力するものとし、代替者の交通費等必要経費は甲、乙、丙が協議の下、対応する。但し、乙、丙間の不和や感情的な行き違いその他これに準ずる事由により物理的にサポートを行なうことが可能であった場合を除く。

【雑則】

- ① 甲は、乙と丙との間で何らかの問題が生じた場合、一切の責任を負うものではないが任意に協議することができる。
- ② 甲及び丙は、乙の個人情報は、本国で定める個人情報保護法により、本邦内旅行、海外旅行に関わらず、保障されたものとみなす。
- ③ その他、旅行に関わる諸条件は、当社の旅行条件書及び、旅行業法及び標準旅行業約款によるものとする。
- ④ 本覚書を交わす際、及び旅行全般の相談をする際に日本語理解が不可能な場合は、乙は通訳に依頼し申し込みするものとする。

特記事項 <各種ケアサポートをする上での留意点、その他覚書以外の特記事項があれば記入

.....
.....

甲及び乙及び丙は、全ての事項につきその内容を理解した上了承することをここに証するため、以下の通り記名する。

西暦 年 月 日 依頼者(乙)
(乙の第三者代筆者)

トラベルサポーター1. (丙) トラベルサポーター2. (丙)

トラベルサポーター3. (丙) トラベルサポーター4. (丙)

旅行業者名称及び担当者氏名(甲)